

宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、中小企業者等の事業経営に必要な運転・設備資金を供給し、経営の発展と向上を図り、もって県内商工業の振興に資することを目的とした融資に関するものとして、宮城県中小企業産業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要事項を定めるものとする。

(資金の取扱い)

第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 富県宮城資金

イ 目的

(イ) チャレンジ枠、応援枠

県が集積を目指す産業に属する事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等が事業上必要な資金の融通を円滑にすることにより、中小企業者等の当該産業参入への取組を支援するとともに、当該産業のより一層の集積を図ることを目的とする。

(ロ) 先端設備等導入枠

市町村の認定を受けた計画に基づいて、中小企業者等が先端設備等を導入する際の資金の融通を図ることで、設備投資を通じた業務の効率化及び労働生産性の向上に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

(イ) チャレンジ枠、応援枠

県が集積を目指す別表1に掲げる産業に属する事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等（県内で1年以上の事業を引き続き行っている者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、チャレンジ枠にあっては、知事の認定を受けたもの

ただし、自動車関連産業の事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等にあっては、みやぎ自動車産業振興協議会会員であること

また、高度電子機械産業の事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等にあっては、みやぎ高度電子機械産業振興協議会会員であること

a 当該関連産業に属す事業を営むもので、事業の拡大を図るもの

b 当該関連産業に属さない事業を営むもので、新たに当該関連産業に属す事業への参入を図るもの

(ロ) 先端設備等導入枠

中小企業等経営強化法第52条の規定による市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、先端設備等導入を行うもの（ただし、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者に限る。）

ハ 認定

(イ) チャレンジ枠

a 認定を受けようとする中小企業者等は、様式第1号の認定申請書を知事に提出し、その認定を受けるものとする。

b 当該認定書の有効期間は、認定の日から1年間とする。

(ロ) 応援枠

認定は不要とするが、融資申込の際に様式第2号の要件確認書を金融機関に提出すること。

(ハ) 先端設備等導入枠

認定を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、その認定を受けるものとする。

ニ 融資の手続

この資金の融資又は信用保証を受けようとする中小企業者等は、認定書又は要件確認書を添付の上、取扱金融機関又は宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）の所定の手続で申し込むものとする。

ホ 資金の使途

事業を行うに当たり必要とする運転資金及び設備資金

ヘ 融資の条件

(イ) チャレンジ枠

- | | |
|---------|--|
| a 融資限度額 | 一企業 10,000万円 |
| b 融資利率 | 年 1.50% |
| c 償還期間 | 運転資金 10年以内（据置2年以内）
設備資金 15年以内（据置2年以内） |
| d 償還方法 | 原則として月賦均等返済 |
| e 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| f 担保 | 取扱金融機関又は協会所定 |
| g 信用保証料 | 協会所定 |

(ロ) 応援枠

- | | |
|---------|--|
| a 融資限度額 | 一企業 3,000万円 |
| b 融資利率 | 年 1.50%以内 |
| c 償還期間 | 運転資金 7年以内（据置2年以内）
設備資金 7年以内（据置2年以内） |
| d 償還方法 | 一括又は元金均等返済 |
| e 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| f 担保 | 取扱金融機関又は協会所定 |
| g 信用保証料 | 協会所定 |

(ハ) 先端設備等導入枠

- | | |
|---------|--|
| a 融資限度額 | 一企業 8,000万円 |
| b 融資利率 | 年 1.50% |
| c 償還期間 | 運転資金 10年以内（据置1年以内）
設備資金 10年以内（据置1年以内） |
| d 償還方法 | 原則として月賦均等返済 |
| e 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| f 担保 | 取扱金融機関又は協会所定 |
| g 信用保証料 | 協会所定 |

h その他融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「先端設備等導入関連保証」に係る保証事務取扱いによるものとする。

（2）新技術・新製品事業化資金

イ 目的

新技術又は新製品の事業化を図ろうとする中小企業者等が必要とする資金の融通を図ることで、経営の発展に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

新技術・新製品の事業化を行おうとする中小企業者等で、次の各号のいずれかに該当する事業について知事の認定を受けたものとする。ただし、（ホ）に該当する事業については、それぞれの法の規定による認定又は承認を知事の認定とみなすものとする。

(イ) 他企業で利用されていない特許権、実用新案権及び半導体集積回路の回路配置利用権に係る技術を利用して行う事業

- (ロ) 国又は都道府県（都道府県が出資する外郭団体を含む。）の技術開発・研究開発に係る補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業
- (ハ) 国若しくは都道府県の試験研究機関又はこれらに準ずるものと知事が認める公的機関等により技術移転・指導を受けて行う事業で様式第4号により当該機関の確認を受けたもの
- (二) 国若しくは都道府県の試験研究機関又はこれらに準ずるものと知事が認める公的機関等により技術・ノウハウ等の面で新規性を有する旨様式第5号により確認を得た事業
- (ホ) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条に規定する承認を受けた事業又は協会により中小企業信用保険法施行規則第11条に規定する認定（新事業開拓関連）を受けた事業

ハ 認定

- (イ) 融資を受けようとする中小企業者等は、事業計画を作成の上、様式第3号の認定申請書を知事に提出し、認定を受けるものとする。
- (ロ) 認定申請書の提出に際し、ロの(ハ)と(二)にあっては、それぞれ様式第4号、様式第5号の確認書を添付するものとする。
- (ハ) 当該認定書の有効期間は、認定の日から1年間とする。

ニ 資金の使途

新技術又は新製品の事業化のために必要な設備資金及び運転資金

ホ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 8,000万円
(運転資金は4,000万円以内)
- (ロ) 融資利率 年 1.50%
- (ハ) 償還期間 運転資金7年以内(据置2年以内)
設備資金10年以内(据置2年以内)
- (二) 償還方法 原則として月賦均等返済
- (ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要
- (ヘ) 担保 取扱金融機関又は協会所定
- (ト) 信用保証料 協会所定

(3) 創業育成資金

イ 目的

新たに事業を開始しようとする創業者が事業上必要とする資金の融通を円滑にし、激しい環境変化に的確に対応できる創意と活力のある多彩な中小企業群を育成することを目的とする。

ロ 融資の対象

中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を県内で開始しようとする者のうち、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当し、かつ、(二)を満たすもの

- (イ) 創業を行おうとする者で次のいずれかに該当するもの（創業者）
 - a 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 - b 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 - c 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (ロ) 創業5年を経過していない者で次のいずれかに該当するもの（新規中小企業者）

- a 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの
 - b 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの
 - c 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの
- (ハ) 上記 (ロ) a に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立新規中小企業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していないとして、新規中小企業者とみなされるもの。
- (二) 新たに開始しようとする事業が許認可等を必要とする場合においては、許認可等を取得見込であること。
- ハ 融資の手続
- 融資を受けたい者は、取扱金融機関の所定の手続で申し込むものとするが、ロの融資の対象の (イ) に該当する者は、協会の審査において協会が定める創業計画書を提出するものとする。
- ニ 資金の使途
- 創業及び新事業展開に必要な設備資金及び運転資金
- ホ 融資の条件
- | | |
|-----------|--|
| (イ) 融資限度額 | 一企業 3,500 万円 |
| (ロ) 融資利率 | 年 1.55% |
| (ハ) 償還期間 | 運転資金 10 年以内(据置 2 年以内)
設備資金 10 年以内(据置 2 年以内) |
- | | |
|-----------|----------------|
| (二) 償還方法 | 原則として月賦均等返済 |
| (ホ) 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 |
| (ヘ) 担保 | 不要 |
| (ト) 信用保証料 | 協会所定 |
- (チ) その他本資金に係る融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「創業関連保証」に係る保証事務取扱いによるものとする。

(4) スタートアップ創出促進資金

イ 目的

創業から一定期間を経過していない中小企業者に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、創業機運の醸成による創業者の増加並びに廃業経験者等の事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、創業者の事業の活性化に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者であり、保証申込受付け時点において税務申告 1 期末終了の創業者にあっては創業資金総額の 1/10 以上の自己資金を有していることを要する。

- (イ) 事業を営んでいない個人であって、2 月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6 月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (ロ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (ハ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの

- (二) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (ホ) 産業競争力強化法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの

ハ 融資の手続

融資を受けようとする者は、取扱金融機関又は協会の所定の手続で申し込むものとし、協会が定める創業計画書を提出するものとする。

ニ 金融機関の責務及び報告

- (イ) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。
- (ロ) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

ホ 資金の使途

創業者が創業者である期間内に産業競争力強化法第2条第28項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。ただし、借換えは、県中小企業制度融資によるものに限る。

ヘ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 3,500万円
(ロ) 融資利率 年 1.55%
(ハ) 償還期間 運転資金10年以内（据置1年以内）
設備資金10年以内（据置1年以内）
※ただし、申込金融機関において本保証付融資と同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
- (二) 償還方法 原則として月賦均等返済
(ホ) 保証人 徴求しないこととする。
(ヘ) 担保 徴求しないこととする。
(ト) 信用保証料 協会所定
(チ) その他 本資金は、全国統一保証制度（スタートアップ創出促進保証）の対象であり、本資金の融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「スタートアップ創出促進保証に係る事務取扱い」によるものとする。

（5）事業承継資金

イ 目的

（イ） 経営承継枠

中小企業における経営者の死亡・退任等に起因する経営の承継及び親族外承継等に伴い、事業活動の継続に支障が生じる中小企業者に対し、必要とする資金の融通を円滑にし、

その事業活動の継続に資することを目的とする。

(ロ) 事業承継特別枠

事業承継（代表者交代等をいう。以下同じ）の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徵求しないことにより、事業承継の促進を図ることを目的とする。

(ハ) 経営承継借換枠

経営承継を予定している会社である中小企業者であって、その経営者が経営者保証を提供していることがその承継の障害になっている場合において、経営者保証を提供している金融機関からの借入れによる債務を経営者保証が不要とする融資に借り換えるための資金の融通を行うことにより、経営者保証の解除を行い、もって中小企業者の経営の承継の円滑化・事業活動の継続に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

(イ) 経営承継枠

中小企業者等であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人

(ロ) 事業承継特別枠

次のa又はbに該当し、かつcに該当する中小企業者等

ただし、本制度を既に利用している中小企業者等は、上記に該当することに加え、本制度の1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年目以内に保証申込みを行うものに限る。

a 協会の保証申込み受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

b 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継から3年を経過していないもの

c 次の(a)から(d)までに定める全ての要件を満たすこと。なお、(a)から(c)までについては、協会への申込日の直前の決算によるものとし、(d)については、協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。

(a) 資産超過であること

(b) EBITDA有利子負債倍率（注2）が15倍以内であること

(c) 法人・個人の分離がなされていること

(d) 返済緩和している借入金がないこと

（注1）申込日が、法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他他の事象が突発的に生じたため我が国の中堅企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。

（注2）EBITDA有利子負債倍率

=（借入金・社債－現預金）÷（営業利益+減価償却費）

(ハ) 経営承継借換枠

次のaからcのいずれにも該当する会社である中小企業者（注1）

a 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する

法律第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること

(a) 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（法第3条第1項に規定する金融機関をいう。）からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること

(b) 認定申請日の直前の決算において次の要件（注2）を満たすこと

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること

(c) 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること

b 協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること

c 協会への申込日（注3）において、返済緩和している借入金がないこと

(注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。

(注2) 認定取得後、協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。

(注3) 申込日が法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。

ハ 融資の手続

(イ) 経営承継枠

融資を受けようとする中小企業者等は、認定書の写しを添付の上、取扱金融機関又は協会の所定の手続で申し込むものとする。

(ロ) 事業承継特別枠

融資を受けようとする中小企業者は、取扱金融機関又は協会の所定の手続で申し込むものとする。

(ハ) 経営承継借換枠

融資を受けようとする中小企業者は、認定書の写しを添付の上、取扱金融機関又は協会の所定の手続で申し込むものとする。

ニ 資金の使途

(イ) 経営承継枠

認定を受けた事由による必要な運転資金及び設備資金

(ロ) 事業承継特別枠

運転資金及び設備資金。ただし、借換えは、県中小企業制度融資によるものに限る。

(ハ) 経営承継借換枠

認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）とする。ただし、借換えは、県中小企業制度融資によるものに限る。

ホ 融資の条件

(イ) 経営承継枠

a 融資限度額 一企業等 8,000万円

b 融資利率 年 1.50%

c 償還期間 運転資金10年以内（据置1年以内）

設備資金10年以内（据置1年以内）

- d 償還方法原則として月賦均等返済
- e 保証人協会所定
- f 担保取扱金融機関又は協会所定
- g 信用保証料協会所定
- h その他本資金に係る融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「経営承継関連保証」に係る保証事務取扱い、「経営承継準備関連保証」に係る保証事務取扱い、「特定経営承継関連保証制度要綱」及び「特定経営承継準備関連保証」に係る保証事務取扱いによるものとする。

(ロ) 事業承継特別枠

- a 融資限度額 一企業等 8,000万円
- b 融資利率 年 1.50%
- c 償還期間 運転資金10年以内（据置1年以内）
設備資金10年以内（据置1年以内）
- d 償還方法 原則として月賦均等返済
- e 保証人 徴求しない
- f 担保 取扱金融機関又は協会所定
- g 信用保証料 協会所定
- h その他本資金は、全国統一保証制度（事業承継特別保証）の対象であり、本資金の融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「事業承継特別保証制度要綱」及び「事業承継特別保証制度事務取扱要領」によるものとする。

(ハ) 経営承継借換枠

- a 融資限度額 一企業等 8,000万円
- b 融資利率 年 1.50%
- c 償還期間 運転資金10年以内（据置1年以内）
設備資金10年以内（据置1年以内）
- d 償還方法 原則として月賦均等返済
- e 保証人 徴求しない
- f 担保 取扱金融機関又は協会所定
- g 信用保証料 協会所定
- h その他本資金は、全国統一保証制度（経営承継借換関連保証）の対象であり、本資金の融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「経営承継借換関連保証に係る事務取扱い」によるものとする。

(6) 再生可能エネルギー推進支援資金

イ 目的

再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等が事業上必要な資金の融通を円滑にすることにより、中小企業者等の当該産業参入への取組を支援するとともに、当該産業の集積を図ることを目的とする。

ロ 融資の対象

再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で、次の各号のいずれかに該当する設備を県内に設置するもの

- (イ) 太陽光発電設備（これに付属する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
- (ロ) 風力発電設備（これに付属する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
- (ハ) 水力発電設備（出力が3万キロワット以下のもので、これに付属する蓄電池設備、制

御装置又は系統連系設備を含む。)

- (ニ) 地熱発電設備（これに付属する蒸気井に関する設備、蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
- (ホ) 太陽熱利用装置（これに付属する補助熱源装置、制御装置、冷凍機、冷却器、放熱器、送風装置、蓄熱槽、貯湯設備、ポンプ又は配管を含む。）
- (ヘ) 大気中の熱その他の自然界に存する熱（冷熱を含み、地熱及び太陽熱を除く。）を利用するための装置（これに付属するヒートポンプ、制御装置、冷凍機、冷却器、放熱器、送風装置、蓄熱槽、貯湯設備、ポンプ又は配管を含む。）
- (ト) バイオマスエネルギー利用設備（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - a バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）第2条第1号に規定する化石燃料を除く。）をいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料（以下「バイオマス燃料」という。）を発電に利用するための設備（これに付属するバイオマス又はバイオマス燃料の受入・貯留・供給設備、副生成物処理設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
 - b バイオマス又はバイオマス燃料を熱を得ることに利用するための設備（これに付属するバイオマス又はバイオマス燃料の受入・貯留・供給設備、副生成物処理設備、熱の貯留・供給設備、制御装置、放熱器又は送風装置を含む。）
 - c バイオマス燃料を製造するための設備（これに付属するバイオマスの受入・貯留・供給設備、搬送設備、副生成物処理設備又はバイオマス燃料の貯留・供給設備を含む。）

ハ 資金の使途

再生可能エネルギー発電設備の設置に必要な設備資金（ただし、土地取得費用は除く。）

ニ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 1億円
- (ロ) 融資利率 年 1.60%
- (ハ) 償還期間 設備資金15年以内(据置1年以内)
- (ニ) 償還方法 原則として月賦均等返済
- (ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要
- (ヘ) 担保 取扱金融機関又は協会所定
- (ト) 信用保証料 協会所定
- (チ) その他融資の手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める「エネルギー対策保証」に係る保証事務取扱いによるものとする。

(7) がんばる中小企業応援資金

イ 目的

既存事業の見直しや、新事業の実施並びに協会と金融機関による期中管理及び経営支援等を通じて経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等が必要とする資金の融通を図ることで、当該取り組みの発展に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、または新たな試みに取り組むことを通して、経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等。

ハ 認定

認定は不要とするが、融資申込の際に様式第6号の1の要件確認書を金融機関に提出すること。

ニ 資金の使途

設備資金及び運転資金。ただし、借換えは、県中小企業制度融資によるものに限り、融資金額の2分の1以内とする。

ホ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 3, 000万円
(ロ) 融資利率 金融機関所定
(ハ) 償還期間 運転資金7年以内(据置2年以内)
設備資金7年以内(据置2年以内)
- (二) 償還方法 一括又は元金均等返済
(ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要
(ヘ) 担保 取扱金融機関又は協会所定
(ト) 信用保証料 協会所定。別表2に掲げる各種認証等を取得している中小企業者等は、
0.20%を減じるものとする。この場合、当該認証を重複して取得している場合でも、割引率は最大0.2%とする。割引を受ける場合は、各種認証等の有効期間内に、様式第6号の2を知事に提出し、確認を受けること。
- (チ) その他プロパー融資との協調により本資金を実行する場合は、本制度要領のほか、協会において別に定める「協調支援保証」に係る保証事務取扱いによるものとする。

(8) “伊達な旅” 整備促進資金

イ 目的

観光客の利便性の向上及び安全・安心の確保を図るために観光施設の整備及び改善に要する資金の融資を行うことにより、観光産業の振興に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で次の各号に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの

- (イ) 宿泊施設
(ロ) 温泉施設
(ハ) スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設
(二) 食事休憩施設
(ホ) その他、観光客の利用が見込まれる観光施設

ハ 認定

認定は不要とするが、融資申込の際に様式第7号の要件確認書を金融機関に提出すること。
ニ 資金の使途

設備資金

ホ 融資の条件

- (イ) 融資限度額 一企業 1億5, 000万円
(ロ) 融資利率 7年以内 年 1.55%
7年超10年以内 年 1.75%
10年超 年 1.95%
(ハ) 償還期間 儲蓄資金15年以内(据置2年以内)
(二) 償還方法 原則として月賦均等返済
(ホ) 保証人 原則として法人代表者以外不要
(ヘ) 担保 取扱金融機関又は協会所定
(ト) 信用保証料 協会所定

(9) S D G s 推進資金

イ 目的

県内の中小企業者等がS D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを進めるために必要となる資金の円滑な調達を支援することで、中小企業者等がS D G sの視点による

積極的な取組を通じて経営改善を図ることを促し、もって、地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

S D G s の取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等

ハ 融資の手続

金融機関及び協会所定の申込資料のほか、「S D G s 推進資金に係る事業計画書（様式第8号）」を提出する。

ニ 資金の使途

S D G s の取組に関する事業計画の実施に必要な設備資金・運転資金（ただし土地取得費は対象外）

ホ 融資の条件

(イ) 融資限度額	一企業 3, 000万円
(ロ) 融資利率	年1. 50%
(ハ) 償還期間	運転資金 7年以内（据置2年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
(二) 償還方法	原則として月賦均等返済
(ホ) 保証人	原則として法人代表者以外不要
(ヘ) 担保	必要に応じて徴求
(ト) 信用保証料	協会所定

附 則

1 この要領は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年11月25日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

1 この要領は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

1 この要領は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも

適用するものとする。

- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成14年10月7日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年5月2日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも

適用するものとする。

- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月6日から施行し、平成18年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年10月1日（宮城県信用保証協会での保証申込受付日とする。）から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し

付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも

適用するものとする。

- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月20日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行し、令和4年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領施行の際、現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

別表 1

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
自動車関連産業	3 1 1 自動車・同附属品製造業 (関連業種) 1 1 繊維工業 1 5 印刷・同関連業 1 6 化学工業 (1 6 1 化学肥料製造業 1 6 2 4 塩製造業 1 6 5 医薬品製造業 1 6 9 2 農薬製造業を除く。) 1 8 プラスチック製品製造業 1 9 ゴム製品製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 (2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業 2 7 6 武器製造業を除く。) 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 (2 9 6 1 X線装置製造業 2 9 6 2 医療用電子応用装置製造業 2 9 7 3 医療用計測器製造業を除く。) 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業 (3 1 5 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 3 1 9 その他の輸送用機械器具製造業に限る。) 3 2 その他の製造業 (3 2 3 時計・同部分品製造業に限る。) 4 4 道路貨物運送業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 (4 8 4 こん包業に限る。) 5 3 建築材料、鉱物・金属材料卸売業 7 1 学術・開発研究機関
医療・健康関連産業	2 7 3 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業 2 9 6 電子応用装置製造業 (関連業種) 1 1 繊維工業 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 1 5 印刷・同関連業

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
医療・健康関連産業	1 6 化学工業 (1 6 1 化学肥料製造業 1 6 2 4 塩製造業 1 6 9 2 農薬製造業を除く。) 1 8 プラスチック製品製造業 1 9 ゴム製品製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 (2 7 6 武器製造業を除く。) 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 2 その他の製造業 (3 2 3 時計・同部分品製造業に限る。) 4 4 道路貨物運送業 4 7 倉庫業 5 0 各種商品卸売業 5 4 機械器具卸売業 7 1 学術・開発研究機関
クリーンエネルギー関連産業	1 6 3 1 石油化学系基礎製品製造業 (藻類から精製するものに限る。) 1 7 1 石油精製業 (藻類から精製するものに限る) 2 9 1 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 2 9 5 電池製造業 2 9 9 その他の電気機械器具製造業 (太陽電池製造業) (関連業種) 1 6 化学工業 (1 6 1 化学肥料製造業 1 6 2 4 塩製造業 1 6 5 医薬品製造業 1 6 9 2 農薬製造業を除く。) 1 8 プラスチック製品製造業 1 9 ゴム製品製造業 2 1 窯業・土石製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 (2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業 2 7 6 武器製造業を除く。)

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
クリーンエネルギー関連産業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 (2961 X線装置製造業 2962 医療用電子応用装置製造業 297 3 医療用計測器製造業を除く。) 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 (323時計・同部分品製造業に限る。) 71 学術・開発研究機関
航空宇宙関連産業	314 航空機・同附属品製造業 319 他に分類されない輸送用機械器具製造業 (ロケット・人工衛星製造業等の宇宙関連産業に限る。) (関連業種) 11 繊維工業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 (161 化学肥料製造業 1624 塩製造業 165 医薬品製造業 169 2 農薬製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 (274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。) 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 (2961 X線装置製造業 2962 医療用電子応用装置製造業 297 3 医療用計測器製造業を除く。) 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業 (323時計・同部分品製造業に限る。) 44 道路貨物運送業 71 学術・開発研究機関
船舶関連産業	313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 (関連業種) 11 繊維工業 15 印刷・同関連業 16 化学工業

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
船舶関連産業	<p>(161 化学肥料製造業 1624 塩製造業 165 医薬品製造業 169 2 農薬製造業を除く。)</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>19 ゴム製品製造業</p> <p>21 窯業・土石製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>23 非鉄金属製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>(274 医療用機械器具・医療用品製造業 276 武器製造業を除く。)</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>(2961 X線装置製造業 2962 医療用電子応用装置製造業 297 3 医療用計測器製造業を除く。)</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業</p> <p>(323 時計・同部分品製造業に限る。)</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>71 学術・開発研究機関</p>
高度電子機械産業	<p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (関連業種)</p> <p>15 印刷・同関連業</p> <p>16 化学工業</p> <p>(161 化学肥料製造業 1624 塩製造業 165 医薬品製造業 169 2 農薬製造業を除く。)</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>19 ゴム製品製造業</p> <p>21 窯業・土石製品製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>(274 医療用機械器具・医療用品製造業 276 武器製造業を除く。)</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>(2961 X線装置製造業 2962 医療用電子応用装置製造業 297 3 医療用計測器製造業を除く。)</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業</p> <p>(323 時計・同部分品製造業に限る。)</p>

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
高度電子機械産業	4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 (4 8 4 こん包業に限る。) 5 0 各種商品卸売業 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 7 1 学術・開発研究機関
食品関連産業	0 9 食料品製造業 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業 (1 0 5 たばこ製造業は除く。) 1 5 印刷・同関連業 1 6 化学工業 (1 6 2 4 塩製造業に限る。) 1 8 プラスチック製品製造業 2 6 生産用機械器具製造業 4 4 道路貨物運送業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 (4 8 4 こん包業に限る。) 5 2 飲食料品卸売業
木材関連産業	1 2 木材・木製品製造業 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 (関連産業) 1 3 家具・装備品製造業 1 5 印刷・同関連業 2 6 生産用機械器具製造業 4 4 道路貨物運送業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 (4 8 4 こん包業に限る)

別表 2

各種認証等	有効期間
消防団協力事業所表示制度の認証	認証を行う市町村が要綱で定める期間
女性のチカラを活かす企業認証	認証の日から 2年間
障害者雇用促進企業登録	登録の日から 1年間
環境配慮事業者登録	物品調達等に係る競争入札参加資格の有効期間内でかつ、環境認証等の有効期間内
スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録	登録の日から 1年間
みやぎ介護人材を育む取り組み宣言認証制度による認証	認証の日から 3年間
みやぎ優れMONO認定	認定の日から 3年間（最大 2年間の期間延長あり）
みやぎ認定 IT商品	認定の日から認定を受けた日の属する年度の翌々年度末まで
宮城県グリーン製品認定	認定の日から 3年間
みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定	2年間
未来を拓くパートナーシップ構築推進会議創設の「パートナーシップ構築宣言」の公表	「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上において宣言が掲載されている期間